

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000134933
地図番号	N2-33・N2-34・ N2-43 N2-33・N2-34・ N2-43・N2-44	筆界特定	余白		
所在	江別市字西野幌	余白			
	江別市野幌若葉町	昭和50年7月15日変更 昭和50年7月15日登記			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番3	宅地	61915	67	余白	
余白	余白	16915	70	③錯誤 〔昭和47年7月6日〕	
2番	余白	余白		①変更 〔昭和50年7月15日〕	
余白	余白	16946	56	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和53年2月23日〕	
2番1	余白	14581	09	①③2番1ないし3に分筆 〔昭和61年5月28日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年4月3日 第2526号	原因 昭和59年3月28日売買 所有者 江別市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日

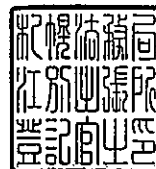


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月16日
札幌法務局江別出張所

登記官

浅香 学



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000134937
地図番号	N2-33・N2-34・ N2-35 N2-34・N2-43・ N2-44	筆界特定	余白		
所在	江別市字西野幌		余白		
	江別市野幌若葉町		昭和50年7月15日変更 昭和50年7月15日登記		
①地番	②地目	③地積	町反数	歩	原因及びその日付〔登記の日付〕
4番1	宅地	④	3199	00	余白
余白	余白		10294	23	③4番1、4番2に分筆 〔昭和44年6月27日〕
3番1	余白	余白			①変更 〔昭和50年7月15日〕
余白	余白		10313	96	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和53年2月23日〕
余白	余白		9860	33	③3番1、3番9に分筆 〔昭和55年11月13日〕
余白	余白		8516	92	③3番1、3番12、3番13に分筆 〔昭和61年5月28日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年4月3日 第2526号	原因 昭和59年3月28日売買 所有者 江別市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月16日
札幌法務局江別出張所

登記官

浅香 学

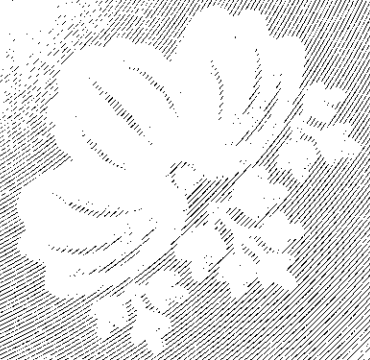
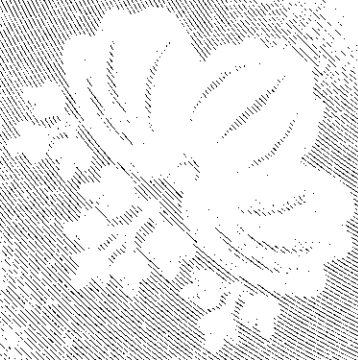
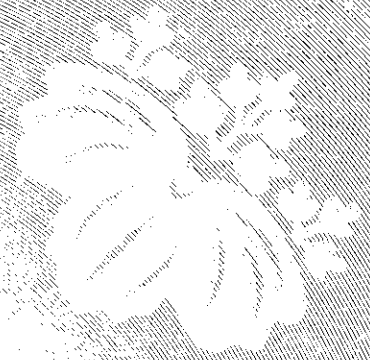
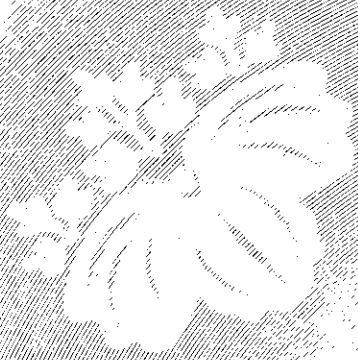


* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000134938
地図番号	N2-34・N2-43・ N2-44	筆界特定	余白		
所在	江別市字西野幌			余白	
	江別市野幌若葉町			昭和50年7月15日変更 昭和50年7月15日登記	
①地番	②地目	③地積	町反故費明	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番4	宅地	Ⓣ	2610 00	余白	
余白	余白		6227 10	③3番4、3番9に分筆 〔昭和41年3月30日〕	
余白	余白		6228 09	③錯誤 〔昭和47年7月6日〕	
3番2	余白	余白		①変更 〔昭和50年7月15日〕	
余白	余白		6246 50	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和53年2月23日〕	
余白	余白		5972 22	③3番2、3番10に分筆 〔昭和55年11月13日〕	
余白	余白		5151 10	③3番2、3番14、3番15に分筆 〔昭和61年5月28日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年4月3日 第2526号	原因 昭和59年3月28日売買 所有者 江別市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日





北海道
登記局

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月16日
札幌法務局江別出張所

登記官

浅 香 学



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55973-(-3/10)

2/2

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000134964
地図番号	N2-43	筆界特定	余白		
所在	江別市野幌若葉町				余白
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番15	雑種地	416		4番1から分筆 〔昭和57年7月17日〕	
余白	余白	258		③4番15、4番16に分筆 〔昭和58年6月2日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月25日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 江別市 昭和53年2月23日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月25日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月16日
札幌法務局江別出張所

登記官

浅香 学



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000134966
地図番号	N2-43	筆界特定	余白		
所在	江別市野幌若葉町				余白
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番18	雑種地	6 34		4番13から分筆 〔昭和58年6月2日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 江別市 昭和53年2月23日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月25日



4308000134966

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年11月16日
札幌法務局江別出張所

登記官

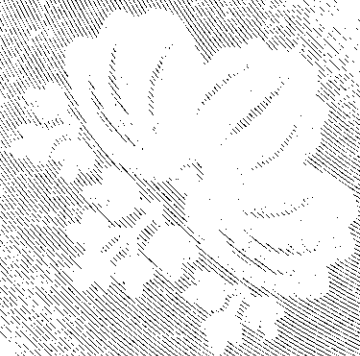
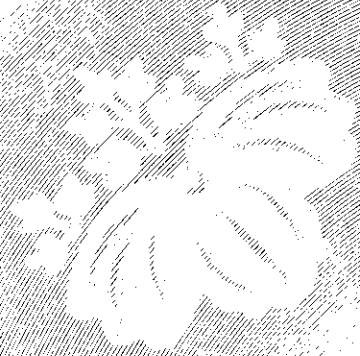
浅香 学



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月25日	不動産番号	4308000134985
地図番号	N2-43・N2-44	筆界特定	余白		
所在	江別市字西野幌	余白			
	江別市野幌若葉町	昭和50年7月15日変更 昭和50年7月15日登記			
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
6番4	畑	14280		余白	
余白	学校用地	余白		②昭和28年6月5日変更 〔昭和47年7月21日〕	
余白	余白	29176		③7番4、7番5、3番9を合筆 〔昭和47年9月21日〕	
余白	余白	27576		③6番4、6番15に分筆 〔昭和47年9月22日〕	
5番1	余白	余白		①変更 〔昭和50年7月15日〕	
余白	余白	15875		③5番1、5番3に分筆 国土調査による成果 〔昭和53年2月23日〕	
余白	余白	15272		③5番1、5番4に分筆 〔昭和54年12月22日〕	
余白	余白	15292		③錯誤 〔昭和58年8月18日〕	
余白	余白	15128		昭和58年8月3日一部地目変更 ③5番1、5番7に分筆 〔昭和58年12月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和58年11月25日 第11557号	原因 昭和58年11月17日売買 所有者 江別市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日





人
0
0
0
0

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月16日
札幌法務局江別出張所

登記官

浅 香 学



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。